

行政訴訟制度の見直しについて（ポイント）

平成15年7月
経済産業省

1. 基本的考え方

- ・ 国や地方公共団体による権利利益の侵害を受けた者の救済を、より実効的に保障できるよう更なる制度の整備を行う必要性については理解。
- ・ ただし、現実に制度整備を行うに当たっては、特定の者の救済を過度に重視すると、却って、第三者や公共の利益を害するなど、別の問題を引き起こすことも考えられる。このため、行政行為の本来目的である公益確保の観点からも、バランスのある制度整備が重要。

2. 当省提出資料のポイント

- ・ 原告適格の拡大など行政訴訟制度の見直しの結果、一般論として、濫訴の可能性があり、また、その場合には、それに対応し得る行政側の体制整備が必要となる。しかし、具体的な濫訴の可能性や必要な体制整備等について現段階で定量的に申し上げることが困難。
- ・ このため、むしろ、当省の行政分野において、個別具体的に問題となり得る事案をお示しし、検討の参考としていただくことを企図。
- ・ 具体的には、下記のとおり。

(1) 行政処分を前提に権利関係を構築している者の地位の安定性への影響

- ・ 例えば下記のように、行政処分の中には、それに基づき、多様な契約関係が構築され、多数の利害関係人が生ずるものが存在。
 - 一旦、特許権が付与されれば、それを前提にライセンス契約が締結される。都市ガス事業の許可や供給区域増加の許可がなされると、それを前提にガスの供給が行われる。
 - 原子炉等の許認可等がなされると、それを前提に建設事業者等の第三者との長期間にわたる契約が締結され、実際に施設の建設等が開始される。
- ・ こうしたものについて、下記のような事態となると、行政処分を前提に権利関係を構築している多数の第三者に深刻な影響を与えるおそれ。
 - 本案判決前の仮の救済制度で原処分の執行が停止され、前提となる権利が（少なくとも）一旦否定されかねない。
 - 出訴期間の廃止・延長により長期間にわたり当該権利の存在自身が確定しない。
 - 原告適格の拡大により、誰が訴訟を起こすかも予め予測できない。

(2) 行政処分により保護しようとする公益の確保への影響

- ・ 例えば、行政処分の中には、公共の利益のため緊急に実施する必要があるものや、

多数の第三者の生活に影響を与えるものが存在。こうしたものについて、仮に本案判決前の仮の救済を認める等、いわゆる公定力を認めないこととすると、下記のように公共の利益を阻害するケースが生じ得る。

原子力発電所の運転停止命令や火薬類取締法に基づく緊急停止命令等、公共の安全のために直ちに措置が講じられることが必要なものが、仮の救済制度により、その効力を止められ得ることとなる。

電気・ガス等の公共料金の認可等の処分について、仮の救済制度により、その効力を止められることとなると、結果として、事業者が必要な値上げ等を行えず、経営に深刻な影響を被るおそれもある。この場合、単に事業者の経営上の問題に止まらず、広く需要家への電気・ガス供給にも支障が生ずる懸念もある。

一般消費者に多大な危害を与える製品について回収を命じる危害防止命令などが、仮の救済制度により、その効力を止められることとなると、不特定多数の消費者に被害が拡大するおそれがある。

- ・ その他、訴訟対象を行政立法、行政計画等に拡大した場合、例えば、下記のようなケースでは、上記と同様に、却って公共の利益を害するおそれがある。

原子炉等の安全確保のための審査基準等を争い得ることとなると、例えば、およそ現実的ではない架空の特殊例外的な事例、限界的な事例を挙げて、審査基準の妥当性等が争われた場合には、高度に専門技術的な内容を含むことから、審査基準に関する適格な評価がなされない懸念がある。また、仮にそうした偏った事案に基づく判断により現行審査基準が取り消された場合、その影響は、過去の許認可設備の運転や今後の許認可等広範に及ぶこととなる。

(3) 法律上定められている意思決定手続きの実効性への影響

- ・ 例えば、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置に係る概要調査地区の選定等の行政処分にあたっては、法律により、都道府県知事や市町村長からの意見聴取などの手続きが定められている。こうした法定の手続きを踏んで行われる行政処分が、一部の利害関係人による訴訟提起により差し止められたりするようになれば、処分の妥当性を担保するために手続きを法定した法律の趣旨にも沿わないものと考えられる。

(4) 行政府による専門的・技術的な検討を求められる処分への影響

- ・ 例えば、申請に対し特許権をどの範囲で認めるか、発電施設の運転停止をどの程度の期間命ずるか、といった行政庁の判断にあたっては、当該発明の新規性や、発電施設の安全性等について、高度に専門的な知識を要するとともに、処分すべき内容も一義的ではない。
- ・ こうした事案について、作為の給付（義務付け）を求める訴えを認めたり、裁判所が判決で必要な是正措置を命じ得ることとした場合、裁判所が適切な判断をなし得なければ、権利者等の正当な利益を損なったり、安全確保に多大な影響が生じる等の問題が生じかねない。

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (1) 被告適格者の見直しについて	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度		
<u>(1) 行政部内における行政庁の特定作業について</u> 国を被告とした場合には、行政部内において行政庁を特定する作業が必要となるが、その作業に遅延等が生じた場合には、迅速かつ適切な訴訟対応が困難となるおそれがある。		
<u>(2) 個別法において被告適格を有する者が明確であり原告の負担がないケース</u> また、特許庁の審判の審決に対する訴えについては、特許法第179条など法律において、拒絶査定不服審判の審決に対する訴えなどについては、被告適格を有する者を特許庁長官とするなど、被告適格を有する者は、制度趣旨などを踏まえつつ、一義的かつ明確に定められている(注)ことから、被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担はない。また、実務的にも定着していることから、国を被告とするよう変更を加えた場合には、むしろ実務上も混乱等が生じかねない。		
注：拒絶査定不服審判、訂正審判、補正却下不服審判の審決に対する訴えについては、特許庁長官を被告とすることが条文中に明記されている。また、特許権の私権としての性格を踏まえ、特許権の無効審判を特許庁に対して請求する場合には、権利者を相手方とした当事者対立構造を審理方式として採用しているが、その審決取消訴訟についても、特許の帰趨に利害関係を有する審判当事者間で訴訟が行われることとなっており、被告適格を有する者は明確である。		
上記 との関係で検討を要すると思われる事項		
(1) 国に対する訴訟が提起された後で、行政庁を特定する作業を一元的に担う部署や特定手続きが行政部内で明確になっていることが必要である。		
(2) 個別法において被告適格を有する者が明確になっている場合において、すでに原告の負担がないにも関わらず、あえて一般的に「国」を訴訟対象とする必要があるか検討を要する。		

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2)行政訴訟の管轄裁判所の拡大
<p data-bbox="311 510 1181 548">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 595 1149 633"><u>(1)高度な技術的専門性を必要とする分野における迅速な紛争処理</u></p> <p data-bbox="263 636 1394 797">特許等については、特許庁による審判の結論である審決について不服がある場合の提訴は、第1審が省略され、東京高等裁判所の専属管轄とされており（特許法第178条第1項）、高度な技術的専門性を必要とすることから、東京高等裁判所においては知的財産部を設置して紛争の迅速な処理を図っている。</p> <p data-bbox="276 844 1394 943">注：なお、今通常国会においては、特許権等侵害訴訟の控訴審についても、東京高等裁判所を専属管轄裁判所とする改正が行われ、特許に関する訴訟については、迅速な処理を図るため、民事訴訟も含めて管轄集中化が行われた。</p> <p data-bbox="263 990 1394 1189">仮に、特許等に係る審決取消訴訟の管轄裁判所を、東京高等裁判所のように専門的知識を有する裁判官を重点的に配置していない裁判所にまで拡大した場合、技術的・専門的な論点について裁判官の心証を形成するための主張・立証負担が増大するとともに、訴訟の遅延を招くことが予想されることから、かえって訴訟当事者の不利益となると考えられる。</p> <p data-bbox="245 1236 1294 1274"><u>(2)同一施設に対する複数の訴訟が複数の裁判所で提起された場合の手続</u></p> <p data-bbox="263 1276 1394 1397">また、同一の原子炉について設置許可取消訴訟等の複数の訴訟が複数の裁判所で提起されたような場合、事件の移送などが適切に行われない場合には、合理的な審理の振興等に問題が生じかねない。</p> <p data-bbox="311 1487 987 1525">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="245 1572 1394 1733">(1)特許等に関する訴訟については、従来どおり、特許法等に基づく管轄の集中化を維持すべき。その他、行政訴訟には、高度な専門性を有するものも少なくないことから、管轄裁判所の拡大は、一定の知見の蓄積が図られる範囲内に止めるべき。</p> <p data-bbox="245 1780 1362 1852">(2)同一の行政処分について複数の訴訟が提起された場合の手続について明確にすべき。</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>処分の相手方以外の者に教示をすることとした場合、行政庁において利害関係者など対象となる者を特定することは困難。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>処分の相手方以外の者への教示を行う場合でも、利害関係者からの求めがあれば行うことで足りるのではないか。</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度		
<p>(1)処分又は裁決に関する記録等の提出により第三者に対して不利益が生じ得るケース</p> <p>特許等に関して、出願公開がされるまでに発明が開示された場合には、何ら権利を生じないにもかかわらずその発明の内容を公表することとなり、第三者はその技術を利用した改良発明の開発等を行えることとなるのに対して、出願人は何ら権利を主張することができないため、出願人の利益を不当に損ねることとなる。営業秘密に関しても、その秘密性が保たれる限り不正競争防止法により無期限に保護を受けることができるが、開示された場合には、その保護を受けることができなくなる。</p> <p>そのため、このように出願人等の利益を不当に損なうことのないよう、特許法第186条においては、審査、審判に関する書類で、出願公開及び権利の設定登録がされていないもの、無効審判に係る書類であって当事者等から当該当事者等の営業秘密が記載されている旨の申し出のあったもの、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの、公序良俗を害するおそれのあるもの、について特許庁長官が交付請求を拒絶できるとされている。</p> <p>また、補助金交付決定や許認可処分に係る書類の中には、申請者等の経営上の秘密を含むものが少なくなく、例えば、電気・ガスなど公共料金の認可の際には、算定根拠として会社の経営全般に関わる資料の提出を得ているが、こういったものが開示された場合には、申請者等に対して不利益が生じかねない。</p> <p>なお、訪問販売その他の特定商取引について、特定商取引法に違反した事業者に対する業務停止命令等の処分に関する書類の中には、当該事業者と契約を結んでいた一般消費者の個人情報を含む書類があり、開示された場合には当該消費者に対して不利益が生じるおそれがある。</p> <p>(2)処分又は裁決に関する理由の説明を行政庁に求める制度が個別法にある場合</p> <p>その他、処分又は裁決に関する理由の説明を行政庁に求めることについて、特許庁の無効審判は当事者対立の審理構造を採用しており、その審決の取消訴訟についても審判の相手方当事者を被告とする制度となっているため、特許庁が審決取消訴訟に被告として関与することはないが、特許法においては、裁判所が特許庁長官に対して審判事件に関する法律の適用その他必要な事項について意見を求めることができる規定(特許法第180条の2)を設けている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>(1) 処分又は裁決に関する記録等が提出されることにより第三者に不利益を与えるような場合等については、一部情報のマスキングを可能とすることなども含め、記録等の提出を拒むことができることとすべき。また、提出を命ぜられたことに対する不服申立手続において、不利益を受ける可能性のある者が意見陳述できる機会を設けるべき。</p> <p>(2) 処分又は裁決に関する理由の説明を行政庁に求めることについて、すでに個別法で制度が定められている場合には、行政事件訴訟法1条の規定による特別の定めとして、当該制度を活用することとすべき。</p>		

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備		
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度			
<p>(1)第三者に不利益を及ぼしかねないケース</p> <p>特許権等の権利発生後には、当該行政処分を基礎として、多岐に渡るライセンス契約が結ばれるなど利害関係人が多数存在することとなるのが通常であるが、行政訴訟を提起することによって、権利を発生させた処分の執行停止がなし得るとした場合には、これら利害関係人に不測の不利益を生じさせることとなるとともに、執行停止により権利が剥奪されていた期間のライセンス関係や補償等複雑な問題が生じることとなる。</p> <p>また、例えば、原子力発電所の設置等に関する許認可がなされた後、申請者における工事等が進展していくこととなるが、取消訴訟を提起することによって執行停止がなし得るとした場合には、既に着手した工事の中止が余儀なくされる等、申請者と契約関係にある第三者に対しても多大な影響が生じる。</p> <p>さらに、例えば、ガス事業供給区域の増加許可処分につき、競合事業者等が取消訴訟を提起することによって執行停止がなし得るとした場合には、当該供給区域内でガスの供給を申し込んだ者がガスの供給を受けることができなくなる。</p> <p>(2)公共の福祉又は公益に関わるケース</p> <p>原子力発電所の運転停止命令や火薬類取締法等に基づく緊急停止命令について、取消訴訟を提起することによって執行停止がなし得るとした場合、安全確保等の公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、電気・ガスなど公共料金の認可等の処分について、取消訴訟を提起することによって執行停止がなし得るとした場合には、例えば、訴訟の結論が出るまでの間、値上げ認可が凍結されてこれまでの料金が維持される事態が発生する場合、事業者の経営が悪化し、最悪の場合、事業者の倒産等を引き起こし、電気・ガスなどの供給に支障を来す可能性（注）があり、このような場合行政としての責任を全うできない。</p> <p>注：かつて、米国カリフォルニア州において、大手電力会社の小売料金を一定額に凍結する等の制度をとった結果、原料価格の急激な高騰がおきた際に、各電力会社が膨大な赤字を抱え、倒産にまで至ったケースが存在する。これにより、カリフォルニアでは電力不足等が生じ、大規模停電などが頻発した。</p> <p>さらに、例えば、一般消費者に多大な危害を与える製品が、消費生活用製品安全法に基づき技術基準に適合していないため、事業者に対し当該危険製品の回収を命じる危害防止命令を発した場合に、取消訴訟を提起することによって執行停止がなし得るとした場合、危険製品が放置され不特定多数の消費者に対して被害が拡大するおそれがある。</p> <p>(3)個別法において処分に先だって一定のプロセスが定められているケース</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律において、最終処分施設の設置を最終目標として行われる、概要調査地区等の所在地を選定する際には、当該地区の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない（第4条第5項）とされている。しかしながら、このような法定プロセスを経た概要調査地区等の選定について、たとえ少数であっても反対する者が取消訴訟を提起し、それによって執行停止をなし得るとした場合には、個別法により、国が地元自治体の首長の意見を聴き尊重しなくてはならないという一定のプロセスを定めた趣旨が失われ、その混乱により特定放射性廃棄物の最終処分に遅れが出るおそれがあり、ひいては原子力発電所の稼働にも支障を及ぼしかねない。</p> <p>(4)なお、仮の地位を定める救済については、必要となるケースが想定し難いため、その影響について述べることは困難である。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>(1)執行停止の要件を緩和する場合にも、要件として第三者に及ぼす不利益を考慮するとともに、執行停止要件の判断過程において利害関係者の意見陳述を可能とすべき。</p> <p>(2)国民の安全確保や電気・ガスの供給確保など、公共の福祉又は公益に関わる事案については、現行程度の執行停止要件等を維持すべき。</p> <p>(3)個別法において処分に先だって住民合意に係る一定のプロセス・ルールが定められている場合には、現行程度の執行停止要件等を維持すべき。</p>			

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1)行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p><u>(1)高度な専門技術的知識を要する分野であって、講じるべき行政処分の内容(範囲・程度)について判断を要するケース</u></p> <p>特許出願等の登録要件の審査においては、特許を例にとると、主に新規性(特許法第29条1項) 進歩性(同法第29条2項)の判断のために、きわめて多数存在する先行技術文献を職権で調査する必要がある。この職権調査は、問題の発明との関連において対比されるべき先行技術等をもれなく探知するとともに、これらの技術ごとに対比・検討し、逐一判断を施さねばならず、高度な専門技術的知識が必要(注)である。そのため、裁判所が判断して一定の範囲の特許権を登録できることとした場合には、新規性等が認められる範囲と異なる特許権が設定される可能性が高く、権利者や類似技術を発明・利用している者などに対して大きな不利益が生じかねない。</p> <p>注：高度な専門技術的知識が必要であるとの観点から、審査に係る処分に対して不服がある場合も、技術専門官庁である特許庁の審判において、職権調査を行い、そのレビューを行うこととされており(特許法第178条6項)、司法審査では、審判における争点だけが審理の対象となり、新たな証拠の追加が禁止されている。(最高裁昭和51年3月10日判決参照)</p> <p>また、原子炉に関して原子炉等規制法に違反した場合に、行政処分が可能である(例えば保安規定違反行為による最大1年間の運転停止等)が、原子力の安全性に関する判断については、高度な専門技術的知識が必要である。このため、裁判所がこれら専門技術的判断を行う場合には、安全確保の観点から多大な影響がある事態(十分な運転停止期間が設定されない等)が生じうる一方、安全性に影響がない軽微なものについてまで長期間の運転停止を命じ、発電が長期間にわたって停止するおそれがある等、公共の福祉に反するおそれもある。</p> <p><u>(2)行政処分を講じるか否かについて判断を要するケース</u></p> <p>電気・ガスなど公共料金については、事業者から届出等がされた内容の変更命令を、行政庁ができる旨規定されており、変更命令の判断基準は法律により規定されている。その基準は事業運営における効率性や需要家の利益等を判断するものであるため、様々な点を考慮して行政庁が命令の要否を判断しなければならない。したがって、裁判所が判断し、様々な考慮すべき点が不十分なまま差し止めや変更の命令が発せられることとなれば、事業制度や料金システム等に混乱を生じ、需要家が不利益を蒙るなどの問題が生じかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>高度な専門技術的知識を要する分野等においては、給付(義務づけ)の要否・内容が、法律上、一義的・明確であるような場合に限定すべき。</p>			

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1)行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの 取消訴訟の対象の拡大 (関連:第2 - 4 権利利益の救済を実効的に保障するための 多様な救済)	
<p style="text-align: center;">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>(1)行政立法等の取消しにより訴訟当事者だけでなく広範囲に影響が及ぶケース 行政立法や行政手続法第5条第1項の規定に基づき定めている各種許認可の審査基準に関して訴訟によって取り消された場合には、その時点まで当該行政立法等に基づいて実施された許認可等処分の適法性が不明確となり、訴訟当事者だけでなく、すべての被規制者の法的地位が不安定となり混乱などが生じかねない。</p> <p>例えば、原子炉などに関し、高度に専門技術的な観点から定められた審査基準等が取り消された場合には、これらに基づき行われる検査など規制活動に支障を来し、安全確保等に問題が生じるおそれがあるとともに、当該基準に基づいて実施されたすべての発電設備における過去の許認可や検査の有効性が問題となりかねず、場合によっては電力供給にも支障を来しかねない。</p> <p>また、消費者保護に係る契約時の表示規制などに関する基準が取り消された場合には、すべての事業者・消費者において、これまでの契約の有効性等が問題となりかねない。</p> <p>(2)広範囲に影響が及ぶ行政計画について一定のプロセスが定められているケース さらに、エネルギー基本計画等の行政計画についても、広範囲な関係者に影響を及ぼすことから、その策定過程における審議会の審議等プロセスが規定されているものも存在し、パブリックコメント等の仕組みを一般的に採用している。しかしながら、これについて、裁判所が当事者間の主張のみに基づいて取消し得るということであれば、プロセスを経た趣旨が没却され、広範囲の関係者の意見が十分に反映されず不利益を生じかねない。</p> <p style="text-align: center;">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>国民の権利義務に直接影響を与えないような行政立法等を訴訟の対象とすることについては、訴訟当事者だけでなく、広範囲に影響が及ぶため、慎重に検討すべき。これらについては、権利救済のため、一般に当該行政立法等に基づいた具体的な処分について、取消訴訟の対象として争うことは現時点でも可能であり、このような一般的なケースにおいても、広範囲に影響が及ぶ行政立法等自体を争う必要があるかについては慎重に検討すべき。なお、第2 - 4における多様な救済に係る検討に当たっても、訴訟の対象については同様に慎重に検討すべき。</p>		

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (2)取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設	
各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度		
<p><u>(1)行政処分を前提として広範に利害関係が形成されるケース</u></p> <p>行政庁の処分が行われた場合には、特許等に関するライセンス契約や発電設備の設置許可に関する工事契約など、処分を前提とした契約関係等により多数の利害関係者が発生することが通常である。しかしながら、出訴期間が廃止される等いつまでもその効力が争われるようになった場合には、当該処分が法的に不安定なままとなるため、ライセンス契約に基づく特許等の事業化などに支障を来したり、許認可された発電施設等の建設の遅れなど、経済活動も含めて広範な利害関係人に影響が生じかねない。</p>		
<p><u>(2)専門性の高い分野における専門性に基づく迅速かつ適切な紛争処理</u></p> <p>また、技術的専門的な知識経験に基づく判断を必要とする特許法法令等による処分については、特許庁において再審査を実施する方が迅速かつ適切な紛争処理が可能であり、不服審査前置制度をとるべき利点が存する。</p> <p>そして、現行の制度においても、査定等に対する不服は、審判を経たものでなければ出訴することができず、その訴えは、第1審(地方裁判所)を省略のうえ、東京高等裁判所の専属管轄とされていることから、審判は、第一審に代替するものとして不服審査前置が認められている。</p>		
上記 との関係で検討を要すると思われる事項		
<p>(1)取消訴訟に係る出訴期間を廃止するなど、行政処分等の効果を長期間にわたり不安定にすることは不適當。現行期間を延長する場合にも、過度に長期間となることのないようにすべき。</p>		
<p>(2)新たな訴訟類型を創設する場合にも、専門性の高い分野などについては、専門性を有する行政庁においてレビューを実施することにより迅速かつ適切な紛争処理が可能であることから、不服審査前置を維持すべき。</p>		

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方	
<p style="text-align: center;">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p><u>是正措置が抽象的になり得るとともにその内容について判断を要するケース</u></p> <p>安全上の問題があるような火薬工場等に対して、安全確保の観点から、火薬類取締法等に基づいてどのような内容の改善命令がなされるべきかについては、高度な専門技術的知識が必要となる。そのため、改善命令に係る取消訴訟において、裁判所が一定の内容の改善命令を行うよう命令を出す場合、(1)命令内容が抽象的である場合には、被規制者が履行すべき内容が不明確となるため、規制行政庁も十分な担保が困難となるなど、結果として国民の安全が脅かされかねず、また、(2)命令内容が具体的なものであったとしても、科学的に安全上必要とされる措置と比べて過剰であったり不十分であったりする可能性が高く、国民の安全が脅かされかねない。</p> <p>また、特許出願等の登録要件の審査においては、主に新規性（特許法第29条1項） 進歩性（同法第29条2項）の判断のために必須の職権調査に必要な高度な専門技術的知識が必要となる。そのため、拒絶査定審判に係る審決に対する取消訴訟において、裁判所が一定の範囲で特許権を登録すべきとの命令を出す場合、新規性等が認められる範囲と異なる可能性が高く、権利者や類似技術を発明・利用している者などに対して大きな不利益が生じかねない。</p> <p style="text-align: center;">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>裁判所が是正措置を命ずる場合には、是正措置の内容が一義的・明確である場合に限定し、抽象的な内容となることのないよう確保すべき。</p>		

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長
<p data-bbox="311 510 1181 548">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 591 1114 629"><u>訴訟当事者だけでなく広範囲に利害関係が生じているケース</u></p> <p data-bbox="247 631 1399 918">行政庁の処分が行われた場合には、特許等に関するライセンス契約や発電設備の設置許可に関する工事契約など、処分を前提とした契約関係等により多数の利害関係者が発生することが通常である。しかしながら、出訴期間が極端に長期間となる場合には、当該処分が法的に不安定なまま長期間にわたって存続することとなるため、ライセンス契約に基づく特許等の事業化などに支障を来したり、許認可された発電施設等の建設に関する契約に関わる第三者に損害を及ぼすおそれがあるなど、経済活動も含めて広範な利害関係人に影響が生じかねない。</p> <p data-bbox="311 1005 987 1043">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="247 1084 1399 1202">出訴期間の起算日を明確にすることは、法律関係の確定時期が明確になるため適当であると考えますが、出訴期間を延長する場合には、過度に長期間となることのないようにすべき。</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1)原告適格の拡大 (3)団体訴訟の導入	
<p style="text-align: center;">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p><u>行政処分により受益している第三者が存在するケース</u> 電源立地交付金の交付決定に関して、取消訴訟の原告適格が拡大した場合には、直接の関係者でない者の訴えにより、交付金行政が滞り、電源立地地域の自治体等において公共用施設等の整備が遅れるなど不利益が生じかねない。この場合、公共用施設等の整備を通じて、電源立地に対する地域住民の理解を深めるという交付金制度の機能が低下し、電源立地、ひいては、電気の安定供給が阻害され、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p><u>行政処分が公共の福祉又は公益を目的としているケース</u> 電源開発促進法に基づく電源開発計画の決定は、将来にわたる電力の安定供給を確保することを目的としており、関係都道府県知事の意見を聴取する(第11条)等のプロセスを経てなされるものであるが、一部の者が一般的な利益保護(環境保護など)を標榜する団体を設立することによって、自らの利害関心とは関係なく原告適格を有することができることとなれば、電源開発の遅れ等により電気の安定供給が阻害され、その他多くの国民の生活に悪影響を及ぼしかねない。</p> <p style="text-align: center;">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政処分により受益している第三者が存在し、取消訴訟によって直接的に不利益を生じるような分野や、行政処分が公共の福祉又は公益を目的としている分野では、原告適格が認められるべき範囲は、法律上の利益があるような場合に限られるべきではないか。また、団体訴訟についても、構成する個人にそのような原告適格が認められる場合に限定すべきではないか。</p>		

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

	省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3)不服審査前置による制約の緩和	
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p><u>専門性の高い分野における専門性に基づく迅速かつ適切な紛争処理</u></p> <p>技術的専門的な知識経験に基づく判断を必要とする特許法法令等による処分については、特許庁において再審査を実施する方が迅速かつ適切な紛争処理が可能であり、不服審査前置制度をとるべき利点が存する。</p> <p>そして、現行の制度においても、査定等に対する不服は、審判を経たものでなければ出訴することができず、その訴えは、第1審(地方裁判所)を省略のうえ、東京高等裁判所の専属管轄とされていることから、審判は、第一審に代替するものとして不服審査前置が認められている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>専門性の高い分野などについては、専門性を有する行政庁においてレビューを実施することにより迅速かつ適切な紛争処理が可能であることから、不服審査前置を維持すべき。</p>		

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	経済産業省
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (2) 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>ベンチャー支援や次世代技術開発に対する補助金等の支出については、結果として事業が失敗するリスクが高い分野であるが、納税者訴訟の対象となる場合には、担当者に対して萎縮効果が働き、戦略的な予算執行が行われなくなる可能性がある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>制度創設に当たっては、行政への萎縮効果によるデメリットを踏まえて、慎重に検討すべき。</p>	